

平成26年5月までの消費税転嫁対策の取組状況について

平成26年6月10日
経 済 産 業 省

平成26年4月1日の消費税率の引上げを踏まえ、経済産業省では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、公正取引委員会とも連携して、①監視・取締り対応の強化策、②広報・事業者からの相談対応の強化策を一体的に実施し、転嫁拒否の未然防止、違反行為への迅速な是正を行っている。

5月末までの主な転嫁対策の取組状況については、以下のとおり。

(1) 監視・取締り対応の強化

①特定事業者（買手側）の転嫁拒否行為に対する監視・取締りの強化

- ・特定事業者（買手側）の転嫁拒否行為に対する監視・取締りを実施。5月末までの累計で、違反行為が明らかになった事業者に対する指導を1,232件、勧告・公表を1件実施（公正取引委員会との合算、勧告・公表は公正取引委員会が実施、詳細は別紙）。
- ・消費税転嫁特措法に基づく事前調査や立入検査において、下請代金法上の違反（書面未交付、受領拒否、割引困難手形の交付等）を発見次第、同法に基づく指導等を実施中。

②消費税の転嫁状況の月次モニタリング調査の実施

- ・消費税の転嫁状況を定期的に把握するため、4月より、事業者に対して転嫁状況に関するアンケート調査を毎月実施。5月調査（WEB調査）の結果について、5月30日（金）に公表。

【結果概要】

（実施期間：5月12日～16日、回答数：3,967社）

- 転嫁状況について、事業者間取引では81.9%、消費者向け取引では75.0%の事業者が「全て転嫁できている」と回答し、4月の同調査と比較して、それぞれ+2.5%、+2.9%だった。「全く転嫁できていない」と答えた事業者は、事業者間取引では3.1%、消費者向け取引では3.2%で、4月の同調査と比較して、それぞれ▲0.6%、▲0.5%だった。
- 事業者間取引における転嫁できた理由としては、「以前より消費税への理解の定着」が最も多く67.5%。「本体価格と消費税額を分ける」が26.9%、「転嫁特措法等による取締り強化」が12.6%。
- 消費者向け取引における転嫁できた理由としては、「消費者において、消費税率引上げの意義等に対する理解が浸透」が最も多く56.8%。「本体価格と消費税額を分けることによる反発緩和」が35.8%。

③消費税の転嫁拒否等に関する大規模な調査を実施中（公正取引委員会と合同）

- ・取引の売手側である中小企業・小規模事業者全体に対する書面調査を実施。調査票を直接送付することが困難な事業者に対しても広く調査票が行き渡るよう、全ての商工会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、都道府県商店街振興組合連合会等を通じて配布。
- ・大規模小売事業者及び大企業等（資本金1億円以上の買手側事業者）約4万事業者に対し、取引先事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行っていないかを把握するため、回答義務を課した上で、書面調査を実施。

④転嫁Gメンによるパトロールの実施

- ・転嫁Gメンが総合スーパー、食品スーパー、ディスカウントショップ、ドラッグストア、ホームセンター、商店街等、計10,709件（5月末現在）を順次訪問。
- ・小規模事業者が普段から接しているのは商工会、商工会議所の経営指導員であることを踏まえ、転嫁Gメンと経営指導員等との顔の見える関係を築き、小規模事業者等が日頃から直面している悩みや課題について、迅速・率直に情報交換できるような人的ネットワークを構築。5月末までに1,174件を訪問。

⑤特定事業者（買手側）への転嫁円滑化の徹底

- ・消費税の円滑かつ適正な転嫁の順守を位置付ける等の改訂を行った下請取引適正化ガイドラインについて、ガイドライン説明会（5月下旬に5回開催。年間350回以上の説明会を予定。）等を活用して、引き続き、業界団体・企業等に対し周知を徹底していく。

（2）広報・相談対応の強化

①広報の強化

- ・消費者を始めとした国民の皆様へ消費税率引上げの理解促進のための啓発イベント（「全国商店街キャラバン～語ろう、くらしと消費税～」）を、多くの消費者が集まる地域の商店街で開催。5月末までに全国で計49回開催。
- ・消費者に税率引上げ分の負担を御理解いただくためなどのポスターを作成し、中小企業団体や業界団体を通じて現在までに各事業者等に約18万部（事業者向け：約5万部、消費者向け：約13万部）を配布。
- ・経済産業省、各経済産業局において垂幕を掲示し、事業者に対する転嫁要請、消費者に対する消費税率引上げ分の負担を御理解いただくよう広報を実施。

②事業者からの相談業務の強化

- ・中小企業4団体において相談窓口を設置（2,328箇所）し、4月末までに約78万件の相談対応を実施。